

# 男女共同参画

## 男性の育休取得を応援する社会へ

～ 男性の育休取得を応援する社会へ ～

昨年度、市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」で、男性の育児休業(育休)について聞いたところ、8割以上の方が男性の育休取得を肯定的に捉えていることがわかりました。

しかし、市内事業所を対象に実施した「男女共同参画に関する実態調査」では、女性(母親)の育休取得率は100%であったのに対し、男性(父親)は5.7%という結果でした。

### 男性の育休取得が進まない理由とは?

男性の育休取得が進まない理由の上位は、次のような結果でした。

- ▼職場の理解が得られない
- ▼取りにくい雰囲気がある
- ▼育休中の家計が不安

育児・介護休業法では、「労働者は、その養育する1歳に満たなご子(こ)について、その事業主に申し出る(こ)により、育児休業をすることができると規定されており、会社の規模や性別に関係なく育休を取得できます(契約社員やパート・アルバイトの方は一定の要件があります)。育休は法律で保障された労働者の権利で、会社に申し出れば法律の要件を満たす範囲内で取得すべきなのです。

☎協働まちづくり課

「ミニミニ」推進室

TEL 44-3107

### 育休は短期間でも取れます!

出産予定日は事前にわかるため、育休の取得期間や仕事の事前準備、職場での情報共有などは、早いうちから調整することができます。

育休を取得すると、経済的に心配という声がありますが、180日までは、雇用保険から月給の67%が「育児休業給付金」として支給され、社会保険料が免除されるため、実質的には月給の約8割が手取り額として保障されます。

また、育休は数週間や数か月などの短期間でも取得できます。各家庭の状況に応じて計画的に取得し、子どもとかけがえない時間を過ごしてみませんか。

男性の育休取得には、職場の上司や周りの方の理解と協力、取得しやすい雰囲気づくりが何よりも大切です。みんなで子育てを応援する環境を作りましょう。



# ふくろい 懐かしの風景

vol.6

生涯学習課  
文化財係  
TEL 23-9264

## 春日神社の傘松(春岡)

森町との境、春日山(標高約70m)の中腹に春日神社がありました。しかし、明治時代に十所神社(※1)と合祀(※2)され、春岡神社と呼ぶようになりました。

春日神社の傘松(当時は梶指定文化財)は、参道を約150m南に下った赤鳥居の横に並んでいて、現在の「春岡花工場」のあたりにありました。樹高23.0

m、枝張り24.5m、幹周り4.6mの巨木で、番傘を閉じてそのまま壁に立掛けたようなシルエットでした。しかし、残念ながらマツクイムシの被害を受けて昭和57年11月9日に伐採されました。この写真は伐採される直前に撮影したものです。伐採された松は、四国の材木商に買い取られ、売上金は神社の改築に使われました。



▲これがその傘松。かつては緑濃く美しい松でしたが、この頃には松枯れにより樹木の下半分が少し黄色くなっていました。写真に写っている人や住宅と比べると、松の大きさがよくわかります。

(※1)現在の「西楽寺」内にあった神社 (※2)複数の神社の祭神を一つの神社にまつること